平成２５年（フ）第１０４７号
大阪府東大阪市玉串元町１丁目１番８号　カセッタ201号
債務者　髙橋　由美
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４４３号
大阪市北区西天満５丁目12番14号　ソデオカビル403号室
債務者　齊藤　照雄
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５２１号
大阪府吹田市竹見台２丁目１番Ｃ４―801号
債務者　森長雄一郎
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５６１号
大阪市住之江区緑木１丁目１番35号
債務者　河村カズ子
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５８０号
大阪市鶴見区横堤２丁目11番24号
債務者　岸田　妙子
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５９６号
大阪市平野区喜連東３―10―６―803、住民票上の住所大阪府寝屋川市国松町７番17号
債務者　藤澤　　明
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５９７号
大阪市城東区今福南４丁目11番１―212号
債務者　後藤　　剛
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６１３号
大阪市生野区新今里４丁目13番４号　カーサＡＹ402
債務者　柳　　克己
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６２６号
大阪市港区市岡元町２丁目４番27号
債務者　岩橋　正明
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６８０号
大阪府豊中市上新田４丁目16番１―517号
債務者　石橋千惠子（旧姓楠）
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７１７号
大阪市西淀川区姫島６丁目５番20―106号
債務者　清水　雅子
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７７５号
大阪府豊中市春日町４丁目３番20号　春日ハイツＡ―204
債務者　井上　政彦
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７８１号
大阪府東大阪市足代１丁目16番２号
債務者　尾上　典子
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２９号
沖縄県那覇市字国場1170番地４　Ｋアパート302
債務者　潮平　寛人
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第４７４号
名古屋市北区西味鋺３丁目809番地　コーポアジマ201号
債務者　千葉　紀子
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３１号
山口県防府市大字奈美804番地の４
債務者　末広設備こと　末廣　　心
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３６号
山口市泉町３番15号、前住所山口市吉敷赤田３丁目５番８号
債務者　秋本　周次
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係